

無記名(準記名式)傷害総合保険のご案内

※保険の対象者の名簿をご提出いただくかずにご契約ができます。
(ご契約時に被保険者の名簿を備え付けてください。)

ご契約にあたっては、アライブまでお問い合わせください。

1. ご契約対象者

ご契約者 : 作業所・施設・事業所
保険の対象者 : 作業所・施設・事業所の利用者、ボランティア

2. 保険金をお支払いする事故例



階段でケガ



交通事故でケガ



料理中にやけど



転んでケガ



ガス爆発でケガ

3. 保険料と保険金額

○ J1.J2タイプ 活動中のみ補償

小規模作業所、日中活動系サービス(作業所・施設・事業所に登録する利用者の全人数、または登録ボランティア全人数で契約)
【準記名式契約(全員付保)、管理下中の傷害危険補償特約セット傷害総合保険】

○ K1.K2タイプ 活動中のみ補償

地域活動支援センター、自立訓練(1日の利用定員数・最大稼働ボランティア数で契約)
【準記名式契約(一部付保)、管理下中の傷害危険補償特約セット傷害総合保険】

○ L1.L2タイプ 24時間補償

ショートステイ、居住系サービス(入所支援を含みます。)(事業所の利用定員数で契約)
【準記名式契約(全員付保)傷害総合保険】

保険料表 (職種級別A級・保険期間1年・入院保険金支払限度日数変更特約(180日)セット)

補償内容	J1	J2	K1	K2	L1	L2
死亡・後遺障害	76.4万円	132.9万円	80.0万円	123.6万円	96.8万円	133.4万円
入院保険金日額	1,500円	2,500円	1,100円	1,500円	1,000円	1,400円
手術保険金	<入院中に受けた手術の場合>入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>入院保険金日額×5(倍)					
通院保険金日額	800円	1,000円	700円	1,000円	600円	900円
1名あたり年間保険料	4,500円	6,500円	4,500円	6,500円	4,500円	6,500円

- ※1 「活動中(管理下中)」とは、所長・職員の管理下におかれている状態をいい、所外活動および諸行事を含みます。
- ※2 「活動中(管理下中)」には、利用者の自宅と事業所間の通常の経路途上の事故を含みます。なお、途中の寄り道等における事故はお支払いの対象になりません。
- ※3 宿泊をともなう活動は「活動中(管理下中)」の対象になりません。ただし、宿泊場所と活動場所が異なり、「活動中(管理下中)」の範囲が明確に区分できる場合の「活動中(管理下中)」の事故は対象となります。
- ※4 ご契約者は利用者・またはボランティアの名簿を備え付け、損保ジャパンが閲覧を求めた時はいつでもこれに応じなければなりません。なお、名簿に記載のない方は保険金をお支払いできません。
- ※5 J1、J2、K1、K2について保険の対象者が20名以上となる場合は保険料または保険金額が異なりますのでアライブまでお問い合わせください。

4. 保険金をお支払いする主な場合と保険金をお支払いできない主な場合

この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

被保険者となる利用者やボランティアが、日本国内または国外において、事業所利用中またはボランティアの活動中、急激かつ偶然な外来の事故(以下、「事故」といいます。J1、J2、K1、K2タイプは、事業所の管理下中の事故にかぎりません。)によりケガ*をされた場合に保険金をお支払いします。

*身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

①ケガの補償 基本補償

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合	
傷害(国内外補償)	入院保険金 (入院1日目から補償)	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合 【お支払いする保険金の額】 入院日数に対し、180日 ^(※) を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数} (180日^{(※)} \text{限度})$ (※)入院保険金支払限度日数変更特約(180日)をセットしています。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(注1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットした場合はお支払いの対象となります。) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(注2) のないもの ⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など
	手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。 【お支払いする保険金の額】 入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。 $\begin{aligned} < \text{入院中に受けた手術の場合} > & \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10 (\text{倍}) \\ < \text{外来で受けた手術の場合} > & \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5 (\text{倍}) \end{aligned}$	
	通院保険金 (通院1日目から補償)	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院 ^(※) された場合 (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 【お支払いする保険金の額】 事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数} (\text{事故の発生の日から} 1,000 \text{日以内の} 90 \text{日限度})$ (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	(注1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (注2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 【お支払いする保険金の額】 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	
	後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合 【お支払いする保険金の額】 その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合} (4\% \sim 100\%)$	

用語のご説明

用語	用語の定義
保険金	被保険者が所定のお支払事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする金銭のことです。
保険金受取人	傷害保険においては、死亡保険金以外の保険金の受取人は被保険者本人になります。死亡保険金については、法定相続人にお支払いします。なお、死亡保険金受取人を特定の方に変更する場合は、損保ジャパン所定の方法により被保険者の同意を得る必要があります。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

5. ご契約にあたってのご注意点

■商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

■保 険 期 間：ご契約日(ご契約手続き後)の午後4時から1年間となります。実際の保険期間につきましては、保険契約申込書をご確認ください。

●解 約：この保険を解約される場合は、アライブまでご連絡ください。

■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

【ご契約時における注意事項】

■申込書のご記入にあたっての注意点(告知義務等)

●申込書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者ご本人の職業または職務

★被保険者の人数

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

●口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

●告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

■死亡保険金受取人の指定について

死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。また、企業等を死亡保険金受取人とする場合は、被保険者となる方に、この保険の加入についてご家族等に対し説明していただくようお願いください。

■ご契約者以外に保険の対象となる方がいらっしゃる場合

ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご契約の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

■保険料について

●保険料をお支払いの際は、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することにしておりますので、お確かめください(口座振替でお支払いいただく場合等を除きます。)

●保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・損害については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

■ご契約内容、事故報告内容の登録および確認について

●損保ジャパンは、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正なお支払いを確保するため、保険契約や保険金請求に関する事項を一般社団法人日本損害保険協会へ登録します。

●損害保険会社等の間では、登録情報により、保険契約や保険金請求の状況について確認を行い、保険契約の存続または保険金のお支払いの参考とします。

■引受年齢制限について

年齢、引受条件により、お引受けをお断りすることや、お引受けの条件を制限することがあります。

【ご契約後における注意事項】

■保険証券

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約締結後1か月経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

■契約締結後における留意事項(通知義務等)

(1)職業または職務を変更された場合

保険証券記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なくアライブまたは損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

●変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

●この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフェリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(2)被保険者の人数が変更となる場合

●被保険者の人数が増加または減少となる場合は、遅滞なくアライブまたは損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

●ご通知いただいた内容に基づき、保険料を請求または返還します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

(3)住所または通知先を変更された場合

保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なくアライブまたは損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

(4)上記以外のご契約内容の変更を希望される場合

ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめアライブまたは損保ジャパンまでご通知ください。変更前と変更後の内容により、ご契約をそのまま継続して内容を変更できる場合と、ご契約をいったん解約し、変更後の内容で再度ご契約いただく場合があります。また、ご契約内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

(5)責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

5. ご契約にあたってのご注意点 (続き)

(6) 重大事由による解除等

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

■クーリングオフ(契約申込みの撤回)について

この保険は保険期間が1年以下であり、クーリングオフ(契約申込みの撤回等)ができません。

■被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について

被保険者をご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちにアライブまたは損保ジャパンまでご通知ください。解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、アライブまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

■解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、アライブまたは損保ジャパンまでご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちいまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還することがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。ご契約内容によっては解約返れい金がないこともあります。

(注)ご契約後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、アライブまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

■自動継続特約

自動継続特約とは、ご契約者と損保ジャパンとの間にあらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合は、保険契約が満了する日のご契約内容と同一のご契約内容(※)で毎年自動的に保険契約を継続するものです。継続された保険契約の初日は継続前契約の保険期間が満了する日となり、保険期間は継続前契約と同一の期間となります。ただし、保険金請求が多発した場合もしくは継続期間が10年間になった場合または被保険者[本人]の年齢が満69歳以上となる場合等は、自動継続が中止となります。また、自動継続は、満期の3か月前の日までにご契約者(または損保ジャパン)から申し出ることにより、中止することができます。(※)普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が改定された場合は、改定された日以降に継続された保険契約からご契約内容・保険料が変更されます。

■ご契約の継続について

次のような場合には、保険期間終了後、ご契約が継続できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

①著しく保険金請求の頻度が多い等、契約者相互間の公平を逸脱する保険金の支払いやその請求があった場合

②被保険者(保険の対象となる方)のご年齢が70歳以上になった場合

【その他の注意事項】

■保険会社破綻時の取扱いについて

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

■個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱い代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

6. 万一、事故にあわれたら

事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン、アライブまたは事故サポートセンターまでご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

補償内容・加入手続きに関してのご相談窓口

[取扱代理店]

株式会社 アライブ 〒107-0062 東京都港区南青山2-2-6-901

TEL.03-3479-4334 : FAX.03-3479-5322 受付時間：平日の午前9時30分から午後5時30分まで

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-5137 FAX.03-6388-0154 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル]0570-022808 <通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

●事故が起こった場合は、ただちにアライブ、損保ジャパンまたは下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間:24時間365日)

★アライブは損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、アライブとご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

★ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご契約の際には、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。